

## 会議の内容

1	会 議 名	第5回習志野市成年後見センター設置検討委員会
2	開 催 日 時	平成27年8月26日(水) 午後1時30分～ 3時
3	開 催 場 所	仮庁舎3階 大会議室
4	出 席 者	審議会委員：福田委員(委員長)、土井委員(副委員長) 清水委員、田代委員、吉野委員、保坂委員 細野委員、鶴岡委員、志摩委員 事務局：眞殿保健福祉部長、飯島保健福祉部次長、西川保健 福祉部主幹、岡澤高齢者福祉係長、高齢者支援課職員 (須藤)
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p><b>議 題</b></p> <p>1 事務連絡等</p> <p>(1) 第4回会議録の公開について</p> <p>(2) 第5回検討委員会 会議録の署名について</p> <p>2 習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書(案)について</p> <p><b>議題1 事務連絡等</b></p> <p>(1) 第4回会議録の公開について</p> <p>(2) 第5回検討委員会 会議録の署名について</p> <p>【事務局】</p> <p>本日の第5回会議録につきまして、吉野委員及び鶴岡委員に後程ご確認いただき、承認を依頼したいと思いますのでご承知おきください。</p> <p>《吉野委員、鶴岡委員 了承》</p> <p><b>議題2 習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書(案)について</b></p> <p>【事務局】</p> <p>資料2に基づき習志野市成年後見センター設置検討委員会報告書(案)について説明。</p>

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p><b>【福田委員長】</b>  1 ページ目の 1 ( 1 ) の 3 段落目については、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人に与えられる権限が違うので、「判断能力の程度に応じて」という文言を加えてはどうか。  また、( 2 ) の 2 段落目「市民を含めた後見人 ( 市民後見人 ) 」という文言はわかりづらいかと思うので、「第三者後見人 ( 市民後見人 ) 」としてはどうか。  3 ページ 1 ( 1 ) の 2 段落目に「習志野市内の事務局、高齢者支援課」という記載があるが、市内の事務局というのはわかりづらいのではないか。  3 ページ目 1 ( 2 ) の 2 段落目の 2 行目については、行末の読点の後に「成年後見センターを候補者として申し立てをするなど」という文言を加えてはどうか。</p> <p><b>【事務局】</b>  ご指摘のとおり文言を修正する。  3 ページ目 1 ( 1 ) 2 段落目については、ご指摘の箇所を「事務局である高齢者支援課」に修正する。</p> <p><b>【吉野委員】</b>  市民後見人の養成もさることながら、後見が必要と思われる 1 5 8 人をどう市民後見人に結び付けていくかということを経済局に確認したい。</p> <p><b>【事務局】</b>  私どもも、後見が必要と思われる 1 5 8 人に結び付かなければ意味がないと考えている。  どのように結び付けるかというところだが、個別のケースによって異なると思うものの、親族や施設職員、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、本市のケースワーカー、高齢者相談員や民生委員児童委員といった方々が支援をしている。こういった方々に成年後見制度への理解が深まるよう、啓発を行うとともに、個々のケースについては、関わりのある方々が成年後見制度の利用、あるいは成年後見センターへの相談が積極的に行われるように働きかけることが必要であると考えている。  次に、申し立ての支援については、親族が申立を行う場合は成年後見センターが中心となって申立手続きなどの相談に応じ対応していく。  また、親族がいない場合又は親族に申し立ての意思がないけれども、成年後見が必要であると判断される場合には、市の職権による書類の作成及び申し立てを実施していく。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>費用については、生活保護を受けている場合など費用の支払いをすることが難しい場合には、市の要綱に沿って市が支払っていく。</p> <p>いずれにしても、「成年後見」という言葉が浸透するようになっていかなければならないと思っている。</p> <p><b>【福田委員長】</b>  成年後見制度の相談を受けた事業所では、成年後見センターと相談しながら、申し立てに結びつくように積極的に働きかけてほしい。</p> <p>158人という人数の中では、親族後見や、従来の専門職後見がふさわしい事案もある一方で、平成25年度の調査であることから、今調査を行うと、成年後見が必要な方はさらに増えていると思われるので、市民後見人の養成目標人数を見積もり直す必要はないと思う。</p> <p>ところで、本報告書には経済的バックアップが必要という文言を入れることはできないか。現場にでてみると、申し立て代理の費用を出せず、後見活動の報酬も出せないことから、申し立てをためらっている例がある。</p> <p>成年後見センターは、専門職後見人を立てられない方の受け皿であることから、この点についてはどうお考えか。</p> <p><b>【志摩委員】</b>  成年後見センターは、費用的に専門職後見人を専任することが難しい方や、財産がない方などを対象に市民後見人が活動するのがよろしいかと思う。</p> <p>ただ、そうすると報酬が低額な案件を扱うことが中心となり、成年後見センターの受託法人の運営面が厳しくならないかという心配がある。</p> <p>実際問題として、報酬額がどのくらいだと採算が取れるのかお聞きしたい。</p> <p><b>【土井副委員長】</b>  収入や財産、事務の煩雑さでも異なるが、家庭裁判所では、報酬額を月額1件当たり、2～3万円が目安であると考えている。したがって、年額では24～36万円位になる。</p> <p>私どもの法人では、生活保護を受けている方の後見を80名以上受けているが、報酬がない方もおり、年額100円という報酬の方もいる。</p> <p>一方で、多額の財産を持っており、相応の報酬を支払っていただいている方もいる。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>各市町村では、申し立ての費用や後見活動の報酬についての助成を要綱で規定されていると思うが、助成額の目安としては、在宅であれば月額2万8千円、施設であれば年額1万8千円というところが多い。</p> <p>また、市で申し立て書類を作成すれば、申し立ての費用は1万円前後に収まると思うが、後見活動をしている方にいくら報酬を出すかというところにもよるかと思う。</p> <p><b>【志摩委員】</b> 習志野市が想定しているのは、年額100円といった方の後見活動ということになると思うが、その辺の折り合いをどうするか、今後市の方で考えていく。</p> <p><b>【土井副委員長】</b> 私どもの法人は、市町村などから助成をいただかずに設立し、運営している。 例えば、法人の運営に当たり、管理費を習志野市で負担していただければ、それに合わせて必要な報酬額は少なく見積もることが可能である。</p> <p><b>【福田委員長】</b> 報酬だけで運営する法人と、市で成年後見センターを設置し運営する法人とでは、やはり体系が異なるものになると思われる。実費等も補填されないようだと活動は相当に厳しくなる。 先ほど報酬助成の話がでたが、習志野市は申し立て者に限らず報酬を助成している。成年後見センターでは、月3千円や5千円出すのも難しいという方の後見を行うことになると思うので、報酬助成を拡大するか又は運営実費の方を委託費で出せれば運営できるのではないか。</p> <p><b>【土井副委員長】</b> 管理費をどうするかという問題だが、私どもの法人は、成年後見センター運営の参考にはなると思う。 私どもの法人では、後見報酬が主たる収入となっており、法人の収入のうち8割～9割くらいが後見報酬である。 運営の仕方は、習志野市の設置する成年後見センターとそこまで変わらないと思われる。会計や財政はオープンになっているのでご参考にしていただければと思う。</p>
---	--	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【福田委員長】 158人という記載があるが、これらの方の後見の申し立てを支援する旨を報告書に記載すべきではないか。</p> <p>【事務局】 吉野委員からもご意見があったが、「習志野市で養成した市民後見人が後見を必要とされる方へ結びつくよう、市として啓発などを積極的に行っていただきたい」といったことを報告書に記載する。 また、被後見人が支払うべき報酬の助成についても検討されたいといったことを報告書に記載する。</p> <p>【福田委員長】 成年後見センター設置検討委員会からの検討課題として報告書に載せていただければと思う。</p> <p>【清水委員】 報酬については、8ページ目に記載の市民後見推進検討委員会のところである程度書かれている。報酬に関しての記載は、報告書のどのページに入れるか。</p> <p>【事務局】 報酬に関しては、8ページ目に記載ということかもしれないので、改めて検討させていただく。</p> <p>【吉野委員】 追記された7ページの（3）市民後見人の養成目標人数については、平成25年度の調査であるため、再度調査したら増えるのではないかと思うがどうか。</p> <p>【清水委員】 158人という人数は現時点での人数であり、将来は高齢者が増えることもあることから、増えてくるのではないか。市民後見人を80人養成したら終わりということでもないかと思うため、定期的に必要な人数を把握するとよいのではないか。</p> <p>【事務局】 養成人数については、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者いずれも在宅生活にシフトしていくような形が求められており、高齢者人口については、今後高齢化で増えることが予想される。そんな中でこの158人というのは、今後増えてくる数だと思う。</p>
---	-------------------------	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>80名という数値は、現段階で分かっている最低の数値であり、今後、定期的な人数を把握し、適切な人数の市民後見人を養成するという報告書にしたい。</p> <p><b>【保坂委員】</b> 9ページの追記された部分だが、相談支援業務の報告というのは、市民後見人のモチベーション維持につながる趣旨の報告と考えて良いか。</p> <p><b>【事務局】</b> 相談支援業務の状況を報告するというのは、委託業者が実績報告をする趣旨のものではなく、市民後見人養成講座受講生の学習材料となるよう、相談内容の概要や、どのような相談があり、どのような対応をしたかを典型的にわかる報告であるべきかと思っている。</p> <p><b>【保坂委員】</b> 勉強会というのは、年に何回というような想定はあるか。</p> <p><b>【事務局】</b> 今年度に関しては、月2回の相談支援業務であるため、少なくとも1回以上勉強会を実施するということになるかと思う。来年度以降については、相談支援業務の開催回数が増えるため、運営状況を見ながら勉強会の開催回数を検討したい。</p> <p><b>【福田委員長】</b> 相談支援業務に限らず勉強会の材料となると社会福祉協議会や地域包括支援センターに提供していただくことになると思うのでご協力をお願いしたい。</p> <p><b>【鶴岡委員】</b> 実務に近い経験ということで、個人情報について配慮を要すると思われるが、どのように考えているか。</p> <p><b>【事務局】</b> 個人情報については、配慮しなければならないと考えているが、相談支援業務の状況報告や事例勉強会において、個人が特定される情報を扱うことはないと考えている。相談支援業務の状況報告については、相談件数や主な相談内容を典型的に紹介することを想定しており、事例勉強会についても「Aさん・70歳・男性・独り暮らし」などのように個人が特定されない形での開催を考えている。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>ただ、成年後見センターが市民後見人を支援していくうえで、個人情報への配慮ということが、重きを置かなければいけないと思われるので、個人情報に配慮しつつ報告会を開催する、あるいは個人情報に配慮しつつ勉強会を開催するというように、個人情報に配慮するという事をも修正して記載したい。</p> <p><b>【福田委員長】</b> 平成27年10月からの成年後見センターの運営法人の選定状況はどのようなになっているか。</p> <p><b>【事務局】</b> 平成27年10月からの運営法人については、業務の発注をまだ行っていない段階である。 仕様書の中身としては、当委員会で協議させていただいた内容と同内容で発注する予定である。 また、前回の会議で、養成した市民後見人に対し成年後見センターが勉強会等を開催すべきであるという方向性で話し合われたと思うが、この点については、勉強会を今年度は1回以上開催するという事と、市民後見人養成講座の事前ガイダンスの際に、去年の市民後見人養成講座受講生に出席いただき、これから受講する方にお話をさせていただく機会を設ける予定である。</p> <p><b>【細野委員】</b> 事務局に2点お聞きしたい。 成年後見センターは市内1か所に設置ということだが、1か所ということには理由があるのか。 各種相談を行える窓口と近接していることが望まれるとあるが、地域包括支援センターと近接している場所に設置するのかお聞きしたい。</p> <p><b>【事務局】</b> 通常、成年後見センターは、市町村の区域内に1か所だけ設置していることが多いと認識している。 また、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市が共同で調布市に1か所設置しているように、市町村の区域を越えて設置する例もあり、一つの市区町村で複数設置している事例はなかったと認識している。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>もちろん、成年後見センターを複数設置することを否定する考えではないが、成年後見センターを運営する法人が一枚岩で運営しようとなるといきなり、2か所、3か所というのは難しいと思われる。まずは1か所で運営するところから始め、相談件数などを見ながら、2か所目、3か所目は必要に応じて検討していきたいと考えている</p> <p>地域包括支援センターとの地理的關係についてだが、今年度はサンロード津田沼6階の1室を使って実施することを考えている。</p> <p>成年後見センターへの来所は親族だけで、あるいは親族が本人を連れて来るということが多いと想定されることや、ご指摘のように、地域包括支援センターとの連携を取りやすい関係づくりという面からも、公共交通機関を利用した来所が容易であることを考慮した。</p> <p><b>【福田委員長】</b> 平成27年度10月からは、サンロード津田沼とのことだが、平成30年度からの常設時にはどのように考えているのか。</p> <p><b>【事務局】</b> 新庁舎建設と一体的に考えていくが、当面1か所というところで、サンロード津田沼6階というのは、利便性が大きいと考えており、サンロード津田沼を基本に考えていく。</p> <p><b>【志摩委員】</b> 月2回相談支援事業を実施してみて、自転車でくる方が多いのか、電車でくる方が多いのか、自動車でくる方が多いのかを調査し、利用者が一番使いやすいところに設置するべきと考える。</p> <p><b>【土井副委員長】</b> 1か所なのか数か所なのか、議論されていたところだが、ご相談されたい方がサンロード津田沼まで来られるかということがある。たとえば、後見が必要な方は習志野市に居るが、ご親族が千葉市にいる場合など、成年後見センターが出向く必要もあるかと思う。</p> <p>そういったことを考えると1か所でもよいのかと思われる。</p> <p>平成27年度の月2回の相談支援業務ということであれば、サンロード津田沼で来所を待つということが基本になると思うが、平成30年度の常設時には、出向くということも必要になるのではないかと。</p>
---	--	---



5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p><b>【志摩委員】</b>  習志野市は市域が狭いことから、成年後見センターの職員が相談者のいるところへ出ていくことも考えると1か所でもよいかと思われる。</p> <p><b>【福田委員長】</b>  成年後見センターの窓口はサンロード津田沼でよいと思われると同時に、設置数も1か所でよいと思われるが、やはり地域包括支援センターと一緒にの方がよいと思われる。  質問だが、受任した方の記録や通帳などはサンロードにおけるのか。家庭裁判所への報告書類などを置くことになり、スペースが必要になると思われるがどうか。</p> <p><b>【事務局】</b>  今年度は月2回の相談支援業務ということもあり、サンロード津田沼に書類は置けないため、委託法人で管理するか高齢者支援課で管理をするかは今後委託法人と協議していく。  新庁舎ができる時期には、法人の設立も考えているので、固定した1か所で相談を受け、そこで書類も管理したいと考えている。  現在サンロード津田沼には、市の施設が入っており、書類の管理なども行っているため、セキュリティは問題ないと思われる。</p> <p><b>【福田委員長】</b>  家庭裁判所がNPO法人に求めていることとして、監督がどこまで行き届いているのかということがある。  記録について、市が見やすいところにあるということも重要かと思われる。  成年後見センター運営委員会の委員の数は5名程度ということだが、具体的な委員の方は決まっているのか。</p> <p><b>【事務局】</b>  今のところ、報告書に記載してあるとおりのところまでしか決まっていない。</p> <p><b>【福田委員長】</b>  推薦依頼を進めていくということでよいか</p> <p><b>【事務局】</b>  そのように考えている。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p><b>【志摩委員】</b> 4 ページ目の成年後見センター常設時の図や、9 ページの（4）関係機関との連携には、社会福祉協議会は入ってこないのか。</p> <p><b>【事務局】</b> 社会福祉協議会については、成年後見までは至っていないが、支援が必要な方に対して福祉サービス利用援助事業ということで支援を行っている。 例えば、先ほどの後見が必要と思われる158人をどう市民後見人に結びつけるのかということでも、キーマンになるところであると認識している。 9 ページの連携機関についても、当然、社会福祉協議会はその一つであると考えている。</p> <p><b>【吉野委員】</b> 私どもとしては、連携は当然と考えているところではある。成年後見制度一步手前の福祉サービス利用援助事業を担当しているが、成年後見制度に関する相談が入ることも多く、昨年度は半分くらいが成年後見制度に関する相談だった。 現在、福祉サービス利用援助事業を利用している人も、やはり、判断能力が衰えてくるので、成年後見制度への移行が必要になると思うので、連携を図っていきたい。</p> <p><b>【志摩委員】</b> 是非ご協力いただければと思う。</p> <p><b>【福田委員長】</b> やはり、市民後見をやっている市町村では、福祉サービス利用援助事業を利用している方の判断能力が衰え、市長申立てとなる例も多いため、連携は必要ではないかと考えている。  今後、市長へ報告する際に何か言ってほしいこと等はあるか。特になければ、本日の意見を踏まえ、最終的な表記については委員長、副委員長、事務局の三者で調整するということがよいか。</p> <p><b>【各委員】</b> 異議なし。</p>
---	--	--

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 それでは委員長、副委員長、事務局の三者で記載内容を決定する。 事務局より連絡事項等をお願いする。</p> <p>【事務局】 委員の皆様には、全5回と長きにわたりご検討いただき、誠にありがたく思う。 報告書については、9月中にはできあがるかと思うので、報告書が出来上がり次第、本日の会議録と併せて委員の皆様へ送付させていただく。</p> <p>【福田委員長】 習志野市長への報告書の提出は、同じく9月中に私と事務局で行うのでご承知おきのほどお願いする。 それでは、第5回習志野市成年後見センター設置検討委員会を終了する。</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所管課名：保健福祉部高齢者支援課 電話番号：047（451）1151 内線318</p>